

静岡市建設工事請負契約約款（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び<u>解除</u>は、書面により行うものとし、受注者が発注者に提出する書面の書式は、発注者の定めるところによる。</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、1件 500万円未満の工事については、これを省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約（1件300万円未満の建設工事に係るもの及び災害その他の理由により<u>市長</u>が特に認める建設工事に係るものを除く。）の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。</p> <p><u>3～5 (略)</u></p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 この約款に定める請求、<u>解除</u>、通知、報告、申出、承諾及び<u>催告</u>は、書面により行うものとし、受注者が発注者に提出する書面の書式は、発注者の定めるところによる。</p> <p>7～13 (略)</p> <p>(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、1件 500万円未満の工事については、これを省略することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>5 (略)</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 受注者は、この契約（1件300万円未満の建設工事に係るもの及び災害その他の理由により<u>発注者</u>が特に認める建設工事に係るものを除く。）の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する保証に係る保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。</p> <p><u>3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第53条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4～6 (略)</u></p> <p>(権利義務の譲渡等)</p> <p>第5条 (略)</p>

<p>2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第4項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（暴力団関係業者による下請負の禁止等）</p> <p>第6条の2 受注者は、第45条第1項第7号イからホまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（監督員）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び<u>解除</u>については、第12条第4項に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>7 （略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた^{かし}瑕疵があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 （略）</p>	<p>2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第4項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（暴力団関係業者による下請負の禁止等）</p> <p>第6条の2 受注者は、第45条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（監督員）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、<u>解除</u>、通知、報告、申出、承諾及び<u>催告</u>については、第12条第4項に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。</p> <p>7 （略）</p> <p>（支給材料及び貸与品）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に<u>種類、品質又は数量に</u>関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。</p> <p>5～11 （略）</p> <p>（著しく短い工期の禁止）</p> <p>第21条 発注者は、<u>工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。</u></p>
--	--

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 (略)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 (略)

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 (略)

(臨機の措置)

第26条 (略)

(一般的損害)

第27条 この約款に特別の規定がある場合を除くほか、工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害(第49条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 (略)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 (略)

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 (略)

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 (略)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 (略)

(臨機の措置)

第27条 (略)

(一般的損害)

第28条 この約款に特別の規定がある場合を除くほか、工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 建設工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害 (第49条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。次項において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 (略)

(不可抗力による損害)

第29条 (略)

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 (略)

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具で、第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5・6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協

(第三者に及ぼした損害)

第29条 建設工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害 (第56条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。次項において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2・3 (略)

(不可抗力による損害)

第30条 (略)

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第56条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 (略)

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額 (工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具で、第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第4項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額 (第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5・6 (略)

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日か

<p>議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略) (検査及び引渡し)</p> <p><u>第31条</u> (略) (請負代金の支払)</p> <p><u>第32条</u> (略) (部分使用)</p> <p><u>第33条</u> 発注者は、<u>第31条第4項</u>又は<u>第5項</u>の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2・3 (略) (前金払及び中間前金払)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、<u>第37条第1項</u>の規定による部分払を請求した後においては、中間前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済の前払金額（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から<u>第36条</u>までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6～10 (略) (保証契約の変更)</p> <p><u>第35条</u> (略) (前払金の使用等)</p> <p><u>第36条</u> (略) (部分払)</p>	<p>ら14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 (略) (検査及び引渡し)</p> <p><u>第32条</u> (略) (請負代金の支払)</p> <p><u>第33条</u> (略) (部分使用)</p> <p><u>第34条</u> 発注者は、<u>第32条第4項</u>又は<u>第5項</u>の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。</p> <p>2・3 (略) (前金払及び中間前金払)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に提出して、中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、<u>第38条第1項</u>の規定による部分払を請求した後においては、中間前払金の支払を請求することはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済の前払金額（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から<u>第37条</u>までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6～10 (略) (保証契約の変更)</p> <p><u>第36条</u> (略) (前払金の使用等)</p> <p><u>第37条</u> (略) (部分払)</p>
--	--

第37条 受注者は、建設工事の完成前に、建設工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある特殊な工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額（性質上可分の建設工事であると発注者が認めたものの請負契約に係る完済部分にあつては、その請負代金相当額の全額）について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特に認める建設工事の場合を除き、建設工事の出来形部分が第34条第9項に規定する当該工事の請負代金額に係る前払金額の算出の基礎となる率（前払金を受領した場合は、その率に10分の1を加えた率）以上に達したときでなければすることができない。

2～8 （略）

（部分引渡し）

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において建設工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分が完成したときは、第31条及び第32条の規定を準用する。この場合において、第31条中「建設工事」とあるのは「指定部分に係る建設工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、当該請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－（前払金額／請負代金額））

第38条 受注者は、建設工事の完成前に、建設工事の出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある特殊な工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額（性質上可分の建設工事であると発注者が認めたものの請負契約に係る完済部分にあつては、その請負代金相当額の全額）について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、発注者が特に認める建設工事の場合を除き、建設工事の出来形部分が第35条第9項に規定する当該工事の請負代金額に係る前払金額の算出の基礎となる率（前払金を受領した場合は、その率に10分の1を加えた率）以上に達したときでなければすることができない。

2～8 （略）

（部分引渡し）

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において建設工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、指定部分が完成したときは、第32条及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条中「建設工事」とあるのは「指定部分に係る建設工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とは協議して定める。ただし、当該請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－（前払金額／請負代金額））

(第三者による代理受領)

第39条 (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 (略)

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造又はこれに準ずる構造の建物その他の工作物の建設工事、設備工事等にあつては1年、設計図書で期間を定めた建設工事にあつては当該期間）以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負

(第三者による代理受領)

第40条 (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 (略)

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代

契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の進入に影響のないものを除く。）について、第1項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求を行なうことのできる期間は、10年とする。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は損傷したときは、前2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は損傷の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

6 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、建設工事が完成するまでの間は、次条又は45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当

するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 第10条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由がなく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合

において、受注者が履行をしないうでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、暴力団員等（同条第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第49条又は第50条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）

(11) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に建設工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅滞日数に応じ、年5パーセントの割合（発注者が金額を定めた建設工事にあつては、1日につき当該金額）で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規

定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第43条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、第45条の2の規定により違約金を支払うときにおいても、発注者が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第44条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、建設工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 瑕疵担保債務 (受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)

(4) (略)

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第28条の規定により受注者が施工した建設工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3・4 (略)

(発注者の解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、建設工事に着手すべき期日を過ぎても建設工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する明らかに見込みがないと認められるとき。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第47条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、第53条第2項の規定により違約金を支払うときにおいても、発注者が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第48条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、建設工事を完成させるよう請求することができる。

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 契約不適合を保証する債務 (受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。)

(4) (略)

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第29条の規定により受注者が施工した建設工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

3・4 (略)

(3) 第10条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（トに該当する場合を除く。）。

(契約が解除された場合等の違約金)

第45条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、前条第1号から第3号まで、第5号又は第6号の規定によりこの契約を解除した場合において第4条第1項の規定により契約保証金の納付又は

これに代わる担保の提供が行われているときは当該契約保証金又は担保を、前条第4号又は第7号の規定によりこの契約を解除した場合において契約保証金の納付が行われているときは当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、建設工事が完成するまでの間は、第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡し

(受注者の催告による解除権)

第49条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第52条 発注者は、この契約が建設工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた

を受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工
事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、

ときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第49条又は第50条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が建設工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意又は過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が建設工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が建設工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は

建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条又は第45条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 (略)

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第49条又は第50条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 建設工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第53条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。

(2) 工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由に

よって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 発注者が第1項第1号に該当し損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率（発注者が金額を定めた建設工事にあつては、1日につき当該金額）で計算した額とする。

6 発注者は、第2項の場合（第45条第8号、10号及び第11号の規定により請負契約が解除された場合を除く。）において第4条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは当該契約保証金又は担保を、第2項の場合（第45条第8号、第10号及び第11号の規定によりこの契約が解除された場合に限る。）において第4条第1項の規定により契約保証金の納付が行われているときは当該契約保証金をもって第2項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこ

の契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第49条又は第50条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第39条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第55条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に

<p>(火災保険等)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(違約金等の徴収)</p> <p>第50条 受注者が、この契約に基づく違約金その他の損</p>	<p>規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>9 第1項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、第3項から前項までの規定は適用しない。</p> <p>10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>(火災保険等)</p> <p>第56条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(違約金等の徴収)</p> <p>第57条 受注者が、この契約に基づく違約金その他の損</p>
--	---

<p>害金（以下「違約金等」という。）を発注者の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から違約金等の支払をする日までの日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(暴力団員等による不当行為を受けた場合の措置)</p> <p><u>第51条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第52条</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第53条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第54条</u> (略)</p>	<p>害金（以下「違約金等」という。）を発注者の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から違約金等の支払をする日までの日数に応じ、<u>法定利率</u>で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(暴力団員等による不当行為を受けた場合の措置)</p> <p><u>第58条</u> (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p><u>第59条</u> (略)</p> <p>(仲裁)</p> <p><u>第60条</u> (略)</p> <p>(補則)</p> <p><u>第61条</u> (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。